ｅＬＴＡＸのご利用について

ｅＬＴＡＸ（エルタックス）は、事務所や自宅のパソコンからインターネットを通じて給与支払報告書の提出が可能で、事業者の事務軽減に配慮したシステムです。松山市では、給与支払報告書の提出のほか個人市・県民税・森林環境税において下記の手続きが可能です。

ご利用の流れ

1. 電子証明書を取得する
2. 利用届出を行う
3. 「手続き完了通知」メールを受け取る
4. PCdeskを入手する

個人市・県民税・森林環境税の手続き

- 特別徴収義務者の所在地、名称変更届出
- 普通徴収から特別徴収への切替申請
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出

☆こんなメリットがあります☆

■複数の地方公共団体への申告などを、一つの窓口（ポータルセンタ）で行えます。
■無料のｅＬＴＡＸ対応ソフトウェア（ＰＣｄｅｓｋ）は、住所、氏名などの項目の自動入力や税額の自動計算など、さまざまな支援機能があり給与支払報告書等の作成をサポートします。
■特別徴収税額通知が電子データで送付されるため、通知の管理やデータの入力作業等の負担が軽減されます。
■市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告データなども利用できます。
■複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子納付ができます。
■令和９年１月以降にｅＬＴＡＸで提出された令和８年分以降の給与支払報告書の情報は、従業員様が確定申告をする際のマイナポータル連携（自動入力）の対象となります。

◎ｅＬＴＡＸまたは光ディスク等による給与支払報告書の提出義務について

税制改正により、令和９年１月以降に提出する給与支払報告書から、提出義務の基準が「３０枚以上」に引き下げられました。２年前（令和７年）の税務署への源泉徴収票の提出枚数が３０枚以上であった場合、ｅＬＴＡＸまたは光ディスク等により提出することが義務化されています。

eLTAX（エルタックス）に関するお問い合わせ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ:https://www.lta.go.jp/

なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」:https://eltax5.custhelp.com/

松山市からのお願い

松山市は適正な課税を推進するため、給与支払報告書を提出される皆さまにeLTAX等による給与支払報告書の提出をお願いしています。

この機会に、eLTAX等による給与支払報告書の提出をご検討いただきますようお願いいたします。



マイナちゃん

ｅＬＴＡＸ等による給与支払報告書の提出について

１．必ずマイナンバー・法人番号・指定番号を入力してください。

２．事業所所在地や名称の変更があった場合は必ず届け出てください。

内容に変更がある場合は、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書を提出してください。

３．給与受給者（支払いを受ける者）のカナ氏名は正確に入力してください。

給与受給者の**カナ氏名は姓と名の間にのみ１文字分のスペースを設定**してください。

〈入力の方法：半角カナで入力〉　×ﾏﾂﾔﾏﾀﾛｳ　→　○ﾏﾂﾔﾏ ﾀﾛｳ

４．普通徴収を希望する場合は、必ず以下の２点を入力してください。

退職等の理由により特別徴収できない従業員については、給与支払報告書（個人別明細書）に以下の**２点**を必ず入力してください。

①普通徴収欄にチェックを入れる。

②摘要欄に「普Ａ～普Ｄ」（下表参照）のうち該当する略号を入力する。

上記の一方でも入力のない場合や該当する理由がない場合は特別徴収となります。

略号	普通徴収への切替申請理由
普Ａ	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）
普Ｂ	給与が少なく税額が引ききれない・給与支払金額 1,155,000 円以下
普Ｃ	退職者・退職予定者（５月末日まで）
普Ｄ	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄給与該当者

５．受取方法と受給者番号を入力してください。

●特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）および特別徴収税額通知（納税義務者用）の**受取方法を選択**してください。

●電子での受け取りを希望する場合は、**メールアドレスを入力**してください。

●特別徴収税額通知（納税義務者用）を電子で受け取る場合は、**受給者番号を入力**してください。

※ 電子と書面（紙）、両方の形式で通知を受け取ることはできません（副本の提供はありません）。

●注意事項

・受取方法は給与支払報告書の提出期限（１月末）までに送信いただいたデータをもとに決定します。
・eLTAXで給与支払報告書を複数回にわたり提出された場合は、期限内の最後に送信されたデータの受取方法に従って通知書を送付します。
・期限後に提出された場合は受取方法が書面となります。
・期限後に受取方法等を変更する場合は、4月中旬までに「特別徴収税額通知受取方法変更申込書」をご提出ください。eLTAXを介しての変更は反映されませんのでご注意ください。

お問い合わせ先　**松山市役所　市民税課**

〒790-8571　松山市二番町四丁目７番地２　　TEL　089-948-6290～6298・6266

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/rizaibu/siminzeika.html